社会医療法人社団新都市医療研究会[関越]会

関越訪問看護ステーションたんぽぽ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会が開設する関越訪問看護ステーションたん ぽぽ(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」 という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を 定め、事業所の看護師等が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者かつ、医療保 険法の対象者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの 提供に努める。
 - 2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 関越訪問看護ステーションたんぽぽ
- (2)所在地 埼玉県坂戸市南町13番21号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 看護師等
 - ·看護職員 2.5 人以上

- ·理学療法士等 非常勤1人以上
- ·事務職員 1人

指定訪問看護等の提供に当たる。

尚、看護職員(准看護師を除く)は訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成する。

また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員(准 看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、第1土曜日午後、第3土曜日午後、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前 8 時 40 分から午後 5 時 25 分までとする。
- (3)連絡体制 電話などにより、24時間時常時連絡が可能な体制をとる。

(指定訪問看護等の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 療養生活の相談とそのケア(清拭・洗髪等による清潔の保持)
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) 医師の指示による医療器具の管理(カテーテル等の管理)

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、基本利用料として介護保険法又は健康保険法等に規定する額の支払いを受けるものとする。

介護保険法で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護保険負担割合証の負担 割合証に記載の割合に応じた額とするが、支給限度額を超えた場合は、超えた分は利用者の負担とす る。

医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収とし、休日に利用した場合は、別に休日料金1,000 円を徴収する。

2 利用者の交通費については、医療保険法による訪問看護を実施した場合に、300 円(税抜)を徴収する。ただし、第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり 50 円とする。

- 3 死後の処置料は、15,000円とする。
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鶴ヶ島市、坂戸市とする。ただし、これ以外の区域は相談に応ずる。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問看護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の 医師に連絡を行う等の措置を講じる。

(苦情処理)

- 第10条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を 講じる。
 - 2 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該 市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指 導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するととも に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改 善を行う。
 - 4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の 家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な 措置を講じる。
 - 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第 12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、 看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱い に努めるものとする。
 - 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目 的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族 の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
 - 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を 定期的に実施する。

(事業継続計画の策定等)

- 第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意点)

- 第16条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就 業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕 会の理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、 平成24年4月1日 から施行する。

この規程は、 平成25年12月15日 から一部改訂する。

この規程は、 平成29年12月15日 から一部改訂する。

この規程は、 令和元年10月1日 から一部改訂する。(事業所の移転)

この規程は、 令和2年4月1日 から一部改訂する。

この規程は、 令和3年4月1日 から一部改訂する。

(苦情処理の処理項目と事故発生時の対応を追加、実施地域の一地域

削除)

(営業日及び営業時間の変更)

この規程は、 令和6年4月1日 から一部改訂する。

(虐待防止に関する事項、衛生管理等、業務継続計画の策定等、

その他運営に関する重要事項の一部を追加、実施地域の一地域削除)